

「店頭デリバティブ取引約款」新旧対照表

アンダーライン： 改訂箇所

新	旧	備考欄
<p>第1条(定義)</p> <p>(8)「証拠金率」とは、必要証拠金に対する有効証拠金残高の比率のことをいいます。</p> <p>(9)「余剰証拠金」とは、新たにポジションを持つ事ができる証拠金の額のことをいいます。</p> <p>(10)「追加証拠金」とは、<u>米国夏時間：日本時間の午前5時50分、米国冬時間：日本時間の6時50分の追加証拠金判定時に、有効証拠金が必要証拠金を下回ったときに発生する不足額のことをいいます。</u></p> <p>(11)「強制決済」とは、強制決済判定時まで、<u>ご入金いただく方法や追加証拠金判定時に所持しているポジションの決済による必要証拠金の減少により、追加証拠金を解消いただけないときに、保有ポジションの全てを強制的に反対売買により決済することをいいます。</u></p> <p>以下、項番繰り下げ</p> <p>省略</p> <p>第4条(口座開設・取引資格)</p> <p>省略</p> <p>(個人の方)</p> <p><u>日本国内に居住し、日本国のみを納税地とする、年齢20歳以上80歳以下の行為能力を有する成人で、日本語を十分理解できること。</u></p> <p>省略</p> <p>(法人の方)</p> <p>①日本国内において本社または支店が登記され、<u>日本国のみを納税地としていること。</u></p> <p>省略</p> <p>第5条(本人確認)</p> <p>省略</p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>(8)「証拠金率」とは、必要証拠金に対する<u>口座残高の比率のことをいいます。</u></p> <p>(9)「余剰証拠金」とは、新たにポジションを持つ事ができる証拠金の額のことをいいます。</p> <p>省略</p> <p>第4条(口座開設・取引資格)</p> <p>省略</p> <p>(個人の方)</p> <p>①日本国内に居住し、年齢20歳以上80歳以下の行為能力を有する成人で、日本語を十分理解できること。</p> <p>省略</p> <p>(法人の方)</p> <p>①日本国内において本社または支店が登記されていること。</p> <p>省略</p> <p>第5条(本人確認)</p> <p>省略</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(変更)</p>

<p>第3号(2)運転免許証(必ず両面コピーが必要です。)</p>	<p>第3号(2)運転免許証(表面、ご住所の変更履歴がある場合に限り裏面も必要です。)</p>	
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>第8条(注文)</p>	<p>第8条(注文)</p>	
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>4項(1) お客様の本取引口座における有効証拠金残高が、必要証拠金の総額に満たない場合。</p>	<p>4項(1) お客様の本取引口座における口座残高が、必要証拠金の総額に満たない場合。</p>	
<p>(2) お客様の本取引口座における有効証拠金残高が、当該注文の執行により必要証拠金の総額に満たなくなる場合。</p>	<p>(2) お客様の本取引口座における口座残高が、当該注文の執行により必要証拠金の総額に満たなくなる場合。</p>	
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>第12条(区分管理)</p>	<p>第12条(区分管理)</p>	<p>(変更)</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>2 区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益の合計額となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、米国東部時間午後4時50分時点(夏時間は日本時間の月曜～土曜午前5時50分、標準時間は日本時間の月曜～土曜午前6時50分)のお客様が保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出します。</p>	<p>2 区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益の合計額となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、米国東部時間午後5時時点(夏時間は日本時間の月曜～土曜午前6時、標準時間は日本時間の月曜～土曜午前7時)のお客様が保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出します。</p>	<p>(変更)</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>第16条(値洗い)</p>	<p>第16条(値洗い)</p>	
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>2 当社は、前項の処置によって、当該評価損益が益金の場合は有効証拠金残高に加算し、損金の場合は有効証拠金残高から減算して計算するものとします。</p>	<p>2 当社は、前項の処置によって、当該評価損益が益金の場合は口座残高に加算し、損金の場合は口座残高から減算して計算するものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>	
<p>第20条(期限の利益の喪失)</p>	<p>第20条(期限の利益の喪失)</p>	
<p>省略</p>	<p>省略</p>	

<p>2 項(3)お客様が当社との本約款、又はその他の取引規程のいずれかに違反したとき。</p> <p><u>(4)余剰証拠金が0円を下回った場合に、当社の要請にもかかわらず、お客様が速やかに入金もしくは保有するポジションを決済する等により、余剰証拠金額を0円以上の状態にしないとき。</u></p> <p><u>(5)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>2 項(3)お客様が当社との本約款、又はその他の取引規程のいずれかに違反したとき。</p> <p><u>(4)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(変更)</p>
--	--	-------------